

山形県剣道連盟が行う錬士、教士および範士の選考要領

1 山形県剣道連盟剣道段級位審査規則第8条（称号の審査資格）②「本連盟が行う錬士、教士の選考について当分の間、次のとおり定める。

- (1) 各地区剣道連盟は、錬士、教士の称号を受審する者について、全日本剣道連盟称号・段位審査規則第10条、11条および剣道称号段位審査実施要領「称号審査の方法」の要件を満たした者を会長に候補者として推薦するものとする。
- (2) 地方公共団体（山形県剣道連盟）が行う講習は次のとおりとする。
 - ① 中央講習会山形県伝達講習会（4月基準）
 - ② 山形県指導者錬成講習会（11月基準）
 - ③ 山形県指導者基礎強化講習会（1月基準）
- (3) 称号受審に必要な講習受講回数を錬士は1回、教士は2回を原則とする。
- (4) 錬士受審の小論文（自筆）については、各地区剣道連盟理事長等が事前に小論文の内容について十分に指導した後、提出するものとし、教士の受審についても出題内容について十分に勉強して受審するよう指導を徹底するものとする。
- (5) 教士受審に必要な審判実績回数を2回以上とする。但し、高齢者（60歳以上）及び審判実績を満たすことができない正当な理由のある会員についてはこの限りとせず、山形県剣道連盟が出題する「審判法」小論文の提出、若しくは講習会時の審判実習を審判実績としてみなすことができるものとする。
- (6) 審判実績の対象とする剣道大会は次のとおりとする。
 - ① 山形県剣道連盟が主催、主管、共催する大会（年度行事予定表に記載の大会）
 - ② 各地区剣道連盟（各市町村を含む）が主催する大会
 - ③ 山形県高体連、中体連（各地区を含む）が主催する大会

2 範士の称号については、各地区剣道連盟等の長から推薦された候補者を山形県剣道連盟が審議員会に諮り、評価意見を求め、会長が適格と認めた者を全日本剣道連盟会長に候補者として推薦書を提出し推薦する。

（付 則）

本要領は、令和5年4月16日から施行する